

令和7年第5回

安芸高田市農業委員会総会

議 事 録

令和7年5月22日（木）

安芸高田市農業委員会

総 会 出 席 簿

【開催年月日】 令和7年5月22日（木）

【時間及び場所】 午後1時30分より 安芸高田市役所 会議室221

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
日程第 2 報告第 6号 農地転用（農業用施設）届出について
日程第 3 議案第 27号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 28号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 29号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 30号 非農地証明申請について
日程第 7 議案第 31号 非農地通知の発出について
日程第 8 議案第 32号 農用地利用集積等促進計画の諮問について
日程第 9 議案第 33号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域
整備計画の変更について

議席	氏 名	印	議席	氏 名	印	議席	氏 名	印
1	光永 直義	○	5	藤原 憲司	○	9	仁伍 雅史	○
2	秋國 満	○	6	山本 英次	○	10	田中 秀之	○
3	水重 克幸	○	7	津田 泰成	○	11	境江 芳暢	○
4	見坂トシ子	○	8	黒瀬 忠司	○	12	高松 忠夫	○

事務局 出席 稲田 圭介 事務局長
武部 弘典 係長
中村 貴啓 専門員

安芸高田市産業部地域営農課 出席 中原 克将 主査

総会開始 午後1時30分

総会時間 1時間15分

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時30分 開会

○田中会長

令和7年第5回安芸高田市農業委員会総会を開会とさせていただきます。

本日の総会にあたりまして欠席者はありません。ただいまの出席委員は12名でございます。定数に達しておりますので、これより令和7年第5回安芸高田市農業委員会総会を開会とさせていただきます。

本日の議事日程等につきましては、あらかじめお手元のほうへ配付をさせていただいておる通りでございます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、安芸高田市農業委員会総会会議規則第13条第2項の規定により議長において行います。1番 光永委員、5番 藤原委員、両名を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 報告第6号 農地転用（農業用施設）届出についての報告を求めます。事務局から報告をお願いいたします。

（事務局朗読報告）

○田中会長

ありがとうございました。続きまして担当委員の調査報告を行います。受付番号4号につきまして、3番 水重委員さんお願いいたします。

○水重委員

3番 水重です。受付番号4号について報告します。5月12日、推進委員、農業委員、事務局とで現地を確認しました。別図の図面番号6-4をご覧ください。図面の●●●●●●から下方向に●●でございます。この●●に隣接した田2筆の申請でございますが、●●を上方方向に300mほど進んだ所に、●●●●●●に抜ける●●●●●がでございます。この申請地の2筆の田にまたがったの農業用倉庫75㎡がでございます。この農機具倉庫ですが、周辺には何ら影響もなく申請はやむを得ないものと確認いたしております。以上でございます。

○田中会長

ありがとうございます。この案件につきまして、ご質疑はありませんか？ございませんか？質疑がないようですので、以上で農地転用（農業用施設）届出についての報告を終わります。

日程第3 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

（事務局朗読説明）



○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号32号について、9番 仁伍委員さんお願いいたします。

○仁伍委員

9番 仁伍です。受付番号32号について報告します。5月14日に、農業委員、推進委員、事務局で現地の確認をしました。場所ですが、図面番号27-32をご覧ください。●●●●●から●●●●●●●●●●方向へ400m行った辺りが、ちょうどこの地図の真ん中になるような所です。申請地は現在は●●●●●●●●●●は、防草シートが全面に貼ってある状態で、●●●●●●●●●●については、譲受人が菊の栽培をされており、定植された部分と、定植の準備がされているような状態でした。●●●●●●●●●●と●●●●●●●●●●は、中間管理機構をとおして、●●●●●●●●●●さんが契約されていたんですけど、機構の契約は解除済みで、その後は譲受人が菊の栽培をされるそうです。譲受人はこれまでも●●●●●●●●●●で菊の栽培等をされており、経験がありますし、譲渡人の実家の方も同時に購入されて、定住して営農されるそうなので、今回の申請は許可妥当と見てきました。尚、詳しくは調査書をご覧ください。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。ここで質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。ございませんか？質疑、意見がないようでございます。質疑、意見を終了し、採決に入ります。

議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、申請通り賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請については申請通り許可することに決しました。

日程第4 議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続きまして担当委員の調査報告を行います。受付番号12号について、3番 水重委員さんお願いいたします。

○水重委員

3番 水重です。12号について報告いたします。5月12日に、推進委員、農業委員、事務局で現地を確認いたしております。別図の28-12をご覧くださいと思います。申請地は、吉田町にある●●●●●のすぐ裏手で、北にある田の385㎡です。申請人は所有する申請地に住居を新築する転用申請でございます。現在耕作されておりませんが、周辺農地には水路を含めて何ら影響はなく、許可はやむを得ないものと確認をいたしております。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号13号について、8番 黒瀬委員さんお願いいたします。

○黒瀬委員

8番 黒瀬です。5月12日に推進委員、農業委員、事務局で現地を確認いたしました。図面番号28-13をご覧ください。場所は、八千代●●●で、●●●●の建物の裏になります。以前に農振除外申請にて審議いただいた案件で、今回転用申請が出されました。別に問題はないと思います。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。どうでしょうか？よろしいですか？ございませんか？質疑、意見がないようでございます。これより採決に入ります。

議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について、申請通り賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請については申請通り許可することに決しました。次へまいります。

日程第5 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続きまして担当委員の調査報告を行います。受付番号27号について、5番 見坂委員さんお願いいたします。



で、●●●の●●●●●をやっている会社があります。その広島よりの所の通路を挟んで、やはり●●●●●●の区画になるんですけど。今までは防草シートを貼って、遊休農地というかっこうで、今まで何も作っていなかった所なんです。そこをこの●●●●●という会社が、●●●を手広くやるという事で、現在、店舗の前に●●したりやりくりする●を置いているんですけど、手狭になったという事で、近くに土地を探していると。すぐ隣にここがありまして、防草シートを敷いておりますけど、地上げ等をせずに、地ならしをしてそのままの状態で使用するそうです。区画をして●●●にするのではなく、ランダムにいろいろ置くようにして使うようです。特に問題なかろうと現地を確認してきました。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。次に30号について、6番 山本委員さんお願いいたします。

○山本委員

6番 山本です。受付番号30号について報告します。5月13日、推進委員、農業委員、事務局と現地を確認しました。図面番号29-30ご覧ください。申請地は、●●から●●●●●●●●を●●●●●●に約1km行き、右方向に約200m行った所にある、左側の土地431㎡です。この土地は登記簿では山林となっていたため、売買契約をしたそうですが、のちに一部に農地が含まれていたことが分かったため、始末書を添付して今回の申請に至ったそうです。周りには耕作されている農地はなく、他の農地に影響がない事を確認しました。尚、詳しい内容については別紙調査書のとおりです。以上で30号の報告を終わります

○田中会長

ありがとうございました。次に31号について、12番 高松委員さんお願いいたします。

○高松委員

12番 高松です。受付番号31番について報告いたします。5月13日、農業委員、事務局、推進委員にて現地の確認及び調査をいたしました。図面番号29-31をご覧ください。申請地は●●●●●から●●●●●●●●、●●●●●●を●●●●●●に1km行き、左側に●●●●●●●●●●●●を約4km走り、●●●●●に分かれる三差路の左20mを右に入った所に、申請地があります。地目は原野で708㎡の土羽です。この案件は、●●●●●年に設置された太陽光発電設備です。3年間の一時転用許可がきれたため、また一時転用の許可を更新申請するものです。譲受人、譲渡人および太陽光発電パネルの変更はなく、周辺の農地に対しての悪影響もなく、適正な管理をされておられました。尚、詳しい内容については別紙調査書をご覧ください。以上で31番の報告を終わります。

○田中会長

以上で調査報告を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見があるかたはご発言をお願いします。

○藤原委員

これ地目が原野になっているということなんですけど、法面型太陽光発電なんですかね？原野でも農地法が適用ということになるんですか？1種農地で現状は原野なんですか？

○事務局

圃場整備で整備した農地です。法面ですが1種農地扱いになります。

○事務局長

圃場整備で作って、税法上なんだと思うんですけど、畦畔が高い所があるじゃないですか。田として課税したら不利といいますか、そこを原野としてはいるんですが、田んぼの法面という事で農地扱いにはなるという事です。

○田中会長

中へステップがついているような畦畔が基盤整備後にはないですかね？ステップがあつて、また法面がある。ステップがないと管理ができないだろうという事でステップがついているんだと思いますが。その関係で一部は原野扱いに。局長がおっしゃるように課税対象の問題があつて、作られない土地でたくさんの税金を、農地並みの税金を支払うのはいかなものかという判断だろうと思います。

○藤原委員

高宮や美土里は法面が広いですわな。そういう所はこうなっているんですか？

○事務局長

直高で3m以上あつた場合は原野をとれるという形で、圃場整備の間にやっております。スタッフを持ってまわって、3mを超えていれば原野をつくったりすることもしております。

○田中会長

私が耕作をしている圃場でも原野になっている所があります。ちなみにこの申請地の上の水張り面積がもし分かれば。

○事務局

1, 800㎡ぐらいですかね。

○田中会長

分かりました。いい活用方法だと思います。畦畔が広がったら大変ですからね。畦畔率が30%、40%、ひどい所は50%といった所もありますからね。例えば1,000㎡の換地があっても、水張りが500㎡、法面が500㎡という農地がザラにありますからね、私たちの地域は。用地の方だと、畦畔率が60%というのもありますよ。6割が法面で、稲を作付けできるのは4割ですから、すごい畦畔ですよ。今回の申請も7畝の法面ですから、すごい法面ですよ。

○事務局

補足ですが、法面型太陽光発電設備は、毎年の草刈り等の状況報告が義務付けられておりまして、この申請者は毎年報告をしていただいております。

○田中会長

状況の写真も添付してという事だそうです。

その他質疑、意見はございませんか？ございませんか？質疑意見がないようですので、質疑意見を終了し、採決に入りたいと思います。

議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について申請通り許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請については申請通り許可することに決しました。尚、受付番号29号につきましては許可妥当と処理をし、広島県農業会議常設審議委員会に意見聴取をすることといたします。

○田中会長

日程第6 議案第30号 非農地証明申請についてを議題といたします。はじめに事務局より要点説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続きまして担当委員さんの調査報告を行います。受付番号7号について、3番 水重委員さんお願いいたします。

○水重委員

3番 水重です。7号について報告いたします。5月12日、推進委員、農業委員、事務局で現地を確認しました。別図の30-7をご覧ください。上の図で●●●●●とありますが、そこより南に点在している18筆の田および畑でございます。確認に行きましたが全て山林化、原野化、竹林化しておりました。境界の十分な確認はできておりませんが、農地への復元は全ての筆で困難だと判断しました。この非農地証明申請はやむを得ないものと確認をしております。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号8号について、11番 境江委員さんお願いいたします。

○境江委員

11番 境江です。番号8番についてご説明申し上げます。5月13日に、推進委員、農業委員、事務局とで現地の確認を行いました。場所ですが、●●●●から美土里町に入りますと、●●。少し進むと●●。その●●の真ん中あたりに、●●●●●●●●がございます。そこを左に曲がり、真っ直ぐ山裾の道を行きますと、今回の申請地があります。現場は2mぐらいの笹竹が全体に茂っていて、とても田んぼや畑に戻すことは容易には無理だと確認をしてきました。この場所ですが、●●●●をワイヤーメッシュで囲ってあるんですが、イノシシとシカが出放題という事です。笹竹が田んぼ全体にびっしり密集して生えており、とてもじゃないが、なんとかするのは無理だと確認をしまりました。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見のある方はご発言をお願いいたします。質疑及び意見がないようでございますので採決に入ります。議案第30号 非農地証明申請について、申請通り受理とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第30号 非農地証明申請については、受理することに決しました。次にまいりたいと思います。

日程第7 議案第31号 非農地通知の発出についてを議題といたします。はじめに事務局より提案の説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続きまして担当委員さんからの補足説明がございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

○藤原委員

5番 藤原です。13、14、15については図面が出ておりますけど、現地確認については推進委員と現地を確認していないんですけど、この辺の所は巡回する事があり、現地を確認しております、13、14の地区については、●●から●●●に寄った所なんですけど、山寄の原野みたいな形になっている所です。以前は田んぼや畑があった地区だろうという形跡が残っているような場所です。

それから15番につきましても、●●から山にずっと入っていくんですけど、途中、●●●●があったり、●●●●があったりして、●●●●の上のところには石垣が残っているんですけど、畑や田んぼの体をなしていないような所です。昔田んぼだったのかと疑うような、場所ですね。昔は谷川の水を引きながら棚田で作っていたと思われるんですけど、私自身ここで作っているのを確認したことがありません。非農地証明ももつともだと思います。

○田中会長

担当委員さんから補足説明がございましたが、その他、質疑なり意見なりございませんか？よろしゅうございますか？質疑及び意見がないようでございますので、これより採決に入ります。議案第31号 非農地通知の発出について、原案について承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第31号 非農地通知の発出につきましても、承認することに決しました。次へまいります。

日程第8 議案第32号 農用地利用集積等促進計画原案の諮問についてを議題といたします。はじめに事務局より提案の理由説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。以上で事務局からの要点説明が終わりました。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いをいたします。ございませんか？質疑及び意見がないようでございます。これより採決に入ります。

議案第32号 農用地利用集積等促進計画原案の諮問につきまして、原案通り設定することに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第32号 農用地利用集積等促進計画原案の諮問につきましては、原案通り設定することに意義のない旨を市長に回答することに決しました。ここで議長交代並びに説明員入室のため暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時36分 休憩

午後2時42分 再開

○水重会長職務代理者

説明員が入室されましたので、休憩を閉じて会議を再開といたします。

日程第9 議案第33号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。はじめに事務局より要点の説明をお願いいたします。

(事務局概要説明)

(地域営農課 中原主査 概要説明)

○水重会長職務代理者

以上で要点説明を終わります。これより、担当地区の委員による調査報告を行います。はじめに八千代地区、位置番号1について、5番 藤原委員さんお願いします。

○藤原委員

5番 藤原です。1番について説明いたします。場所的には、八千代町●●●という所で、近くに●●●●●している工場があるのですが、その駐車場として利用するという事のような事です。ほとんど田んぼとしては活用してなかったというような事だと思います。以上です。

○水重会長職務代理者

6番 山本です。位置番号6号について報告します。5月13日、推進委員、農業委員、事務局と現地を確認しました。図位置番号6をご覧ください。申請地は、●●から●●●●●●を●●●●●●に約2km行き、●●●●●●を●●●●●●に約1km行った所にある、●●●●●●の●●●●●●にある、田2, 207㎡です。申請人は●●に住んでおられ、耕作はできなく、担い手もないため今回の申請に至ったそうです。譲受人の●●●●●●は、業績もよくなり、従業員も増えてきており、既存の駐車場では足りなくなってきたり、会社に近く出入りに便利な事から、適地であると判断されたそうです。尚、許可がおりた時には、各種機械器具、製品置場としても使用されるそうです。集団農地の端にあり、他の農地に影響はない事を確認いたしました。以上で報告を終わります。

○水重会長職務代理者

以上で調査報告を終わります。ここで質疑及び意見に入ります。質疑及び意見はございませんか？ 質疑、意見がないようですので、質疑、意見を終了し、採決に入ります。

議案第33号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の変更について、諮問のとおり設定する事に賛成の委員は举手願います。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第33号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の変更については、諮問の通り認定することとし、妥当意見を付し市長に回答することに決しました。

以上で本総会に付議をされました議案は全て終了をいたしました。これをもちまして令和7年第5回安芸高田市農業委員会総会を閉会といたします。大変ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時51分 閉会

以上の会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

安芸高田市農業委員会会長

1 番委員

5 番委員